

男女共同参画・人権意識調査のフロー図

生駒市総合計画

【将来都市像】市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒



【まちづくりの目標】 I 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち



【施策の大綱】

(3) 人権の尊重

すべての市民の人権を保障するため、人権教育・人権啓発、人権相談などの充実により、人権尊重のまちづくりを推進します。また、男女共同参画社会を実現するため、家庭や地域、職場等のあらゆる分野において男女の共同参画を推進するとともに、多文化が共生し、外国人も安心して暮らせる環境を整備します。



【小分野】

1-(3)-① 人権

【目指す姿】

- ◎市民一人ひとりが人権と個性を尊重し、ともに認め合っている。
- ◎市民が人権尊重の社会の担い手として主体的に取り組んでいる。

【小分野】

1-(3)-② 男女共同参画

【目指す姿】

- ◎すべての人が性別に関わりなく、ひとりの人間として尊重され、その個性や能力を発揮し、自分らしい生き方をしている。
- ◎男女がともに、職場や地域などにおける社会活動と、育児や介護などの家庭生活を両立し、豊かに生き生きと暮らしている。

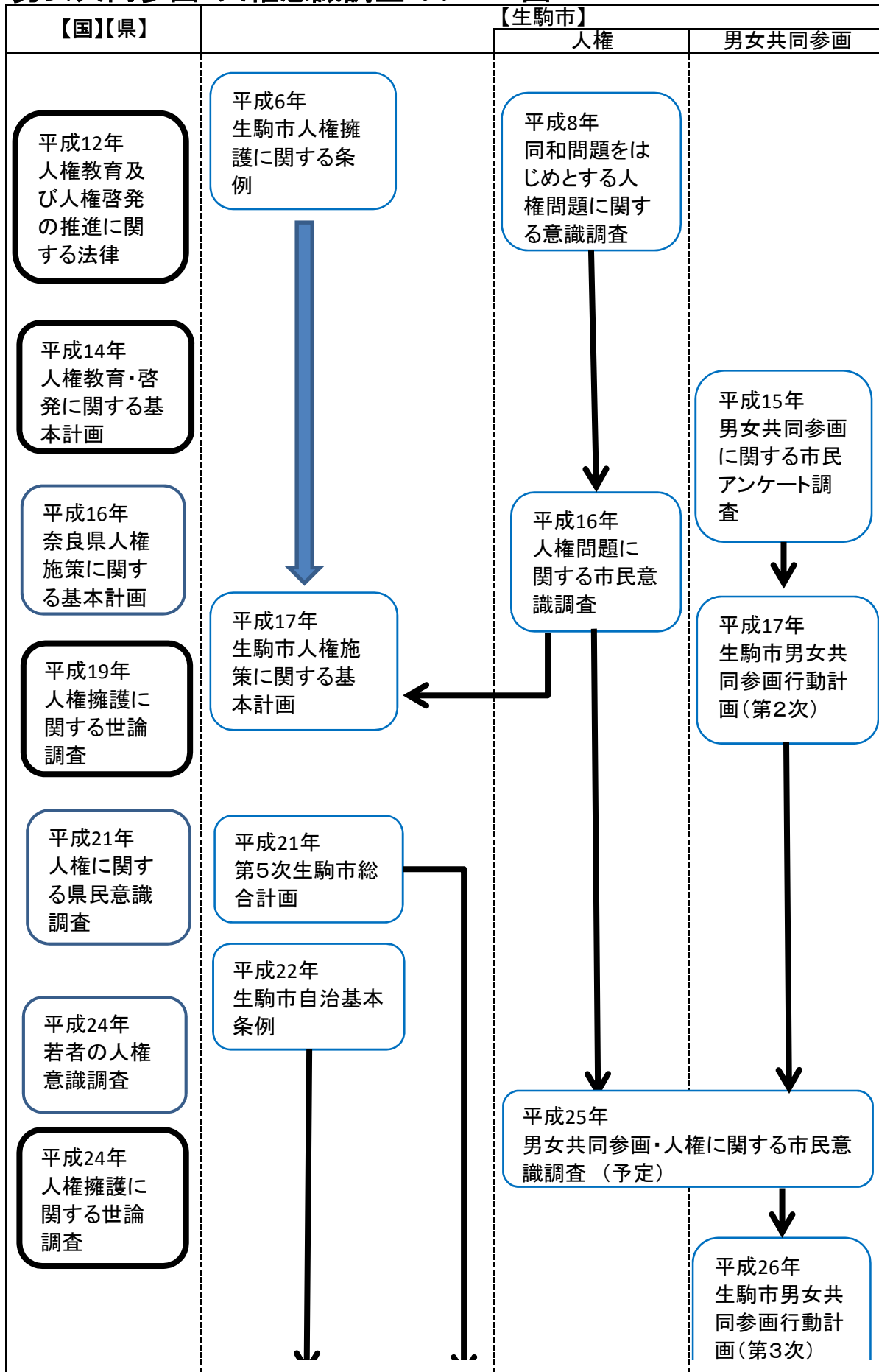
【小分野】

1-(3)-③ 多文化共生

【目指す姿】

- ◎市民一人ひとりが、異文化を理解・尊重し、外国人とふれあいが広がっている。
- ◎外国人住民との交流が活発で、「共生・共助」の考えのもと、外国人住民が安心して暮らしている。

男女共同参画・人権意識調査のフロー図



人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

【地方公共団体の責務】(第5条)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

生駒人権擁護に関する条例

【目的】(第1条)

この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくすための市及び市民の責務等必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【市の責務】(第2条)

市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

生駒人権施策に関する基本計画

【基本理念】

誰もが互いの個性を尊重し、多様な文化や価値観、個性を共に認め合うとともに、人権が市民一人ひとりの思考や行動の価値基準として日常生活に根付くことを目指し、「多様性を認め合い、個人が尊重される共生社会の実現」と「豊かな人権文化の創造」を基本理念として、人権尊重のまちづくりを目指します。

生駒市自治基本条例

【まちづくりの基本原則】

基本原則1(情報共有及び公開)

市民と市が情報を共有し、参画と協働のまちづくりを進めていくことを原則としています。

基本原則2(参画と協働の原則)

市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組みます。

基本原則3(人権の尊重)

参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、誰もが個人として基本的な人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。

